

第2回全国スケートボード施設連絡協議会

総 会

日 時 令和6年6月27日(木) 午後3時00分から

会 場 全国町村会館 (東京都千代田区永田町)

全国スケートボード施設連絡協議会

次 第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 来賓祝辞
- 4 来賓紹介
- 5 構成自治体紹介
- 6 議 事
 - 第1号議案 令和5年度事業報告について
 - 第2号議案 令和5年度収支決算報告及び監査報告について
 - 第3号議案 令和6年度事業計画（案）について
 - 第4号議案 令和6年度収支予算（案）について
- 7 アスリートパスウェイ事業について
一般社団法人 ワールドスケートジャパン
- 8 全国スケートボード施設連絡協議会アンバサダーの任命について
 - (1) 趣旨説明及びアンバサダー紹介
 - (2) 任命状の交付
 - (3) アンバサダー挨拶
 - (4) 記念撮影
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

- ・資料1 令和6年度全国スケートボード施設連絡協議会 構成員名簿
- ・資料2 全国スケートボード施設連絡協議会 顧問名簿
- ・資料3 全国スケートボード施設連絡協議会規約
- ・資料4 全国スケートボード施設連絡協議会アンバサダー設置要綱

- ・別紙資料1 運営・維持管理検討分科会検討結果
- ・別紙資料2 普及推進・地域振興検討分科会検討結果
- ・別紙資料3 全国スケートボード施設連絡協議会インスタグラム運用方針

第1号議案 令和5年度事業報告について

1 令和5年度構成員数

16自治体（令和6年3月31日現在）

2 事業報告

事業名	事業内容	日時及び場所	備考
第1回全国スケートボード施設連絡協議会総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度事業報告について 令和5年度事業計画（案）について 令和5年度収支予算（案）について スケートボード競技の現状について（一般社団法人ワールドスケートジャパン 専務理事 宮沢武久 様） 	令和5年6月29日（木） 全国町村会館 （東京都千代田区永田町）	顧問3名 来賓（WSJ）2名 構成自治体 （現地）6自治体 （Zoom）7自治体 （委任）3自治体
第1回担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> 分科会の設置（案）について 各分科会の役割について 分科会の進め方について 分科会組織（案）について 今後のスケジュール（案）について 	令和5年9月1日（金） Web会議（Zoom）	16自治体/24名
第1回運営・維持管理検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> 運営・維持管理検討分科会の役割 分科会の今年度検討方針の設定 分科会の今年度検討項目の設定 	令和5年10月3日（火） Web会議（Zoom）	8自治体/11名
第1回普及推進・地域振興検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> 普及推進・地域振興検討分科会の役割 分科会の今年度検討方針の設定 分科会の今年度検討項目の設定 	令和5年10月17日（火） Web会議（Zoom）	8自治体/13名
第2回運営・維持管理検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> 第1回分科会記録簿の確認 これまでの検討結果の確認 各構成自治体での課題等の整理、共有（別紙資料1：運営・維持管理検討分科会検討結果） 	令和5年12月20日（水） Web会議（Zoom）	7自治体/10名
第2回普及推進・地域振興検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> 第1回分科会記録簿、課題検討の確認 施設相互の連携に向けた取組みについて 分科会の今年度検討方針の設定 要望事項について（別紙資料2：普及推進・地域振興検討分科会検討結果） 	令和5年12月21日（木） Web会議（Zoom）	8自治体/13名
第2回担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> 運営・維持管理検討分科会での検討結果 普及推進・地域振興検討分科会の検討結果 令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案） 令和6年度総会日程（案） アンバサダー設置（案） 	令和6年2月20日（火） Web会議（Zoom）	15自治体/23名

第2号議案 令和5年度収支決算報告書

1 収入の部

項目	予算額(A)	決算額(B)	差異 (B)-(A)	備考
負担金	300,000 円	300,000 円	0 円	18,750円×16自治体 300,000 円
合計	300,000 円	300,000 円	0 円	

2 支出の部

項目	予算額(A)	決算額(B)	差異 (A)-(B)	備考
総会費	196,000 円	198,970 円	▲ 2,970 円	会場借上料 (機器・付帯設 備含む) 102,230 円 旅費 (事務局分) 3人 66,780 円 会場キャンセル料 29,960 円
事業費	70,000 円	0 円	70,000 円	
事務費	20,000 円	17,902 円	2,098 円	需用費 (上質紙・プリン ターインク) 16,362 円 振込手数料 1,540 円
予備費	14,000 円	0 円	14,000 円	
合計	300,000 円	216,872 円	83,128 円	

収入合計	300,000 円	
支出合計	216,872 円	
差引残高	83,128 円	(次年度繰越金)

会計監査報告書

全国スケートボード施設連絡協議会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度における会計の監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

会計について、帳簿、預金通帳等の関係書類により監査を行った結果、いずれも正確に記帳並びに処理されているものと認める。

令和6年4月19日

監事

山口 伸樹



第3号議案 令和6年度事業計画（案）について

1 事業実施の方針

スケートボード施設の運営や維持管理における課題解決に向けた情報共有を図ると共に、スケートボードの普及推進のため連携し、施設の利活用の推進やスケートボードの発展、生涯スポーツの推進と地域振興に寄与する。

2 事業計画

事業名	事業内容	日時及び場所	備考
第2回全国スケートボード施設連絡協議会総会	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度事業報告について 令和5年度収支決算報告並びに会計監査報告について 令和6年度事業計画(案)について 令和6年度収支予算(案)について 	令和6年6月27日(木) 全国町村会館 (東京都千代田区永田町)	
施設のPR、情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ及びインスタグラムを活用した施設紹介、イベント等の情報発信 	適時	
施設運営及び維持管理における情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 担当者会議及び運営維持管理検討分科会を開催し取組み内容について継続検討 	随時 Web会議(Zoom)	
普及推進及び地域振興に向けた情報交換	<ul style="list-style-type: none"> 担当者会議及び普及推進地域振興検討分科会を開催し取組み内容について継続検討 	随時 Web会議(Zoom)	
関係機関への要望活動	<ul style="list-style-type: none"> 国、関係機関への要望書提出に向け要望書(案)の調整・作成 	適時	

第4号議案 令和6年度収支予算（案）について

1 収入の部

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	備考
繰越金	83,000 円	0 円	83,000 円	
会費	325,000 円	300,000 円	25,000 円	25,000円×13自治体 325,000 円
合計	408,000 円	300,000 円	108,000 円	

2 支出の部

項目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	備考
総会費	240,000 円	196,000 円	44,000 円	会場借上料(機器・付帯設 備使用料含む) 120,000 円 需用費 10,000 円 通信運搬費費 10,000 円 旅費(事務局分)4人 100,000 円
事業費	120,000 円	70,000 円	50,000 円	印刷費(要望活動ほか) 20,000 円 旅費(要望活動)2人 50,000 円 新規事業費 50,000 円
事務費	20,000 円	20,000 円	0 円	需用費 15,000 円 通信運搬費費 5,000 円
予備費	28,000 円	14,000 円	14,000 円	
合計	408,000 円	300,000 円	108,000 円	

資料 1

令和 6 年度全国スケートボード施設連絡協議会 構成員名簿

No.	団 体 名	職 名	氏 名	備考
1	北海道釧路市	市長	蝦名 大也	
2	北海道苫小牧市	市長	岩倉 博文	
3	秋田県横手市	市長	高橋 大	
4	茨城県笠間市	市長	山口 伸樹	監事
5	群馬県伊勢崎市	市長	臂 泰雄	
6	東京都江東区	区長	大久保 朋果	
7	新潟県南魚沼市	市長	林 茂男	副会長
8	新潟県村上市	市長	高橋 邦芳	会長
9	富山県富山市	市長	藤井 裕久	副会長
10	石川県金沢市	市長	村山 卓	
11	三重県松阪市	市長	竹上 真人	
12	大阪府松原市	市長	澤井 宏文	
13	兵庫県三木市	市長	仲田 一彦	

<総務省市町村コード順>

資料 2

全国スケートボード施設連絡協議会 顧問名簿

(敬称略)

No.	団 体 名	職 名	氏 名
1	スケートボード競技を応援する議員の会 顧問	衆議院議員	櫻田 義孝
2	スケートボード競技を応援する議員の会 会長	衆議院議員	遠藤 利明
3	一般社団法人ワールドスケートジャパン 会長 スケートボード競技を応援する議員の会 会長代理	衆議院議員	平沢 勝栄
4	スケートボード競技を応援する議員の会 副会長	衆議院議員	城内 実
5	スケートボード競技を応援する議員の会 副会長	衆議院議員	伊東 良孝
6	スケートボード競技を応援する議員の会 幹事長	衆議院議員	渡辺 博道
7	スケートボード競技を応援する議員の会 事務局長	衆議院議員	堀井 学

全国スケートボード施設連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「全国スケートボード施設連絡協議会（以下「本会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 本会は、スケートボード施設の運営や維持管理における課題解決に向けた情報共有と共に、スケートボードの普及推進のために連携し、施設の利活用の推進やスケートボードの発展、生涯スポーツの推進と地域振興に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) スケートボード施設の運営及び維持管理における情報共有に関する事。
- (2) スケートボードの普及推進及び地域振興に向けた情報交換に関する事。
- (3) スケートボード施設相互の連携に関する事。
- (4) 国、関係機関等への要望及び提案に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な活動

(構成)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、参加表明書（様式第1号）を提出した市区町村で構成（以下「構成員」という。）する。

2 構成員は、脱会届（様式第2号）を提出することで本会を脱会することができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 1名

2 役員は、総会において構成員の互選により選任する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 任期の途中において役員に異動等があった場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序により、その職務を代行する。

3 監事は、会計の適否を監査する。

(顧問)

第7条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問には学識経験を有する者のうちから、役員に諮り、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諸問に応じ、専門分野における助言等を行う。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 任期の途中において顧問に異動等があった場合、その任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 総会を欠席する場合は、会長に代理者選任届(様式第3号)を提出し、代理者を出席させることができる。代理者を出席させることができない場合は、会長を受任者とし、委任状(様式第4号)を提出するものとする。
- 4 緊急を要する事項は、書面により、構成員の過半数の同意をもって決する。

(経費)

第9条 本会の経費は、構成員の負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 本会の事務は、会長が所属する自治体で処理する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和4年11月26日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

全国スケートボード施設連絡協議会参加表明書

全国スケートボード施設連絡協議会 御中

設立の趣旨に賛同し、参加を表明します。

年 月 日

市区町村長名 印

御担当者連絡先
自治体名
御役職・御氏名
連絡先（電話）
（メール）

様式第2号（第4条関係）

脱会届

全国スケートボード施設連絡協議会 御中

このたび、全国スケートボード施設連絡協議会を脱会いたしたく脱会届を提出いたします。

年 月 日

市区町村長名 印

1 脱会年月日 年 月 日

2 脱会理由

御担当者連絡先
自治体名
御役職・御氏名
連絡先（電話）
（メール）

様式第3号（第8条関係）

代理者選任届

全国スケートボード施設連絡協議会 御中

年度総会への代表者に代わる出席者を届け出いたします。

役職	氏名
	(ふりがな)

年 月 日

市区町村長名

印

御担当者連絡先

自治体名

御役職・御氏名

連絡先（電話）

（メール）

様式第4号（第8条関係）

委任状

全国スケートボード施設連絡協議会 御中

年度総会を欠席しますので、会長（受任者）を代理人と定め、上程議案に係る議決権の行使について委任いたします。

年 月 日

市区町村長名

印

御担当者連絡先
自治体名
御役職・御氏名
連絡先（電話）
（メール）

○全国スケートボード施設連絡協議会アンバサダー設置要綱

(設置)

第1条 全国スケートボード施設連絡協議会（以下「協議会」という。）の設立目的であるスケートボードの普及と発展に向け、スケートボードの魅力を広く情報発信するため、全国スケートボード施設連絡協議会アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を設置する。

(任務)

第2条 アンバサダーは、次に掲げる活動を行うこととする。

- (1) スケートボードの魅力をSNS等により広く情報発信すること。
- (2) 協議会及び構成自治体のイメージアップの推進に関すること。
- (3) 協議会又は構成自治体が主催する各種行事への協力に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める活動

(委嘱)

第3条 アンバサダーは、次に掲げる者のうち、知名度及び情報発信力が高く、スケートボードに愛着があり、協議会活動に賛同した者のうちから、構成自治体に諮り、会長が委嘱する。

- (1) 経済、文化、教育、芸術、スポーツ又は芸能等の分野において活躍している者
- (2) 個人等が運用するSNSのアカウントで、多数のフォロワーを有している者
- (3) その他会長がアンバサダーとして適当と認める者

(任期)

第4条 アンバサダーの任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、期間満了の1月前までに、アンバサダーから別段の意思表示がない限り、委嘱期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 会長は、アンバサダーが第2条に規定する活動ができなくなったとき、又はその他特別の理由があると認めるときは、アンバサダーを解嘱することができる。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じてアンバサダーを招集し、会議を開くことができる。

(報酬等)

第6条 アンバサダーは、協議会が主催する各種行事へ協力する場合は無報酬とする。また、構成自治体等が主催する各種行事へ協力する場合は協議により報酬を決定する。ただし、会長からの依頼により行う協議会活動で特に必要と認める場合は、予算の範囲内で旅費等の実費を支払うことができる。

2 会長は、アンバサダーが活動を遂行するにあたり、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) アンバサダーとしての名刺
- (2) その他会長が必要と認める物

(庶務)

第7条 アンバサダーに関する事務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。